

事 務 連 絡
平成19年 7 月 1 1 日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

モニタリング検査の強化について
(韓国産しじみ及びあげまきがいに並びにそれらの加工品)

平成19年度輸入食品等モニタリング計画については、平成19年3月30日付け食安輸発第0330005号(最終改正:平成19年5月9日付け食安輸発第0509001号)に基づき実施しているところです。

今般、モニタリング検査の結果、韓国産活しじみ及び活あげまきがいにおいて食品衛生法違反の事例があったことから、下記の食品については、食品衛生法違反の蓋然性を判断する目的で、残留農薬に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応するので、検査の実施方よろしくをお願いします。

記

1 対象食品
韓国産しじみ及びあげまきがいに並びにそれらの加工品(切り身、むき身に限る。)

2 検査項目
残留農薬(エンドスルファンを含む。)

(違反事例1)

1. 品 名:活しじみ:活・生鮮、天然
2. 生産国:韓国
3. 検査結果:エンドスルファン 0.02ppm(基準値:0.004ppm)
4. 検 疫 所:福岡検疫所(届出受付番号:第92003384760号1欄)
5. 輸 入 者:有限会社 東洋水産加工

(違反事例2)

1. 品名：活あげまきがい：活・生鮮、天然
2. 生産国：韓国
3. 検査結果：エンドスルファン 0.008ppm (基準値：0.004ppm)
4. 検疫所：福岡検疫所 (届出受付番号：第92003387090号1欄)
5. 輸入者：有限会社 東洋水産加工